

いじめの防止

広島県教育委員会では、平成26年3月に策定した「広島県いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ問題の克服に向け、次のような取組を行います。

ヒューマンフェスタひろしま 実践発表会

～一人ひとりの命を大切に

いじめ防止・撲滅の取組～

県内の学校で、児童生徒の命や人権を大切にするために
行っている取組を、児童生徒自身が発表します!



昨年度の発表校 府中町立府中北小学校

[日時] 平成29年12月10日(日) 11:00～12:30
[会場] 広島市総合福祉センター (BIG FRONT ひろしま 5階) ホール
[発表校] 福山市立蔵王小学校・江田島市立三高小・中学校
県立忠海高等学校・県立呉特別支援学校
[講師] 高知大学 杉田都代先生

皆さんの
参加をお待ち
しています!

教育相談窓口

- ◆24時間子供SOSダイヤル(全国)
☎0120-0-78310
- ◆いじめダイヤル24(広島県) 月～金曜日 9:00～19:00
☎082-420-1313
- ◆心のふれあい相談室(広島県) 月～金曜日 9:00～16:00
☎082-428-7110
- ◆こころの相談室(広島県) 火曜日・水曜日 10:00～17:00
☎084-925-3040

いじめや心の悩みについて
ひとりで悩まないでいつでも
相談してくださいね。



HIV感染者・エイズ患者に対する偏見や差別をなくそう

HIVとエイズは同じもの?

HIVはエイズの原因となるウイルスで、エイズはHIVに感染して発症する病気の総称です。HIVが体内で増殖すると免疫力が低下し、健康な人なら防げる感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなります。

**HIVの感染と
エイズは同じではありません。**

HIV感染	一般的には無症状。数週間後、風邪に似た症状が出ることもある。
無症候期	自覚症状はほとんどないが、人にうつす感染力はある。
エイズ発症	免疫機能が大幅に低下。さまざまな病気を発症。

性行為を除けば、普段の生活では感染しません。

感染しません

- 握手、軽いキス ●洋式トイレの便座
 - 風呂やプール
 - せき、くしゃみ、汗、涙 ●つり革や手すり
 - 同じ皿から料理を食べる、飲み物の回し飲み
 - 日本の医療機関、理髪店、美容院
- 注) 血液が付きやすい歯ブラシ、カミソリ、ピアスなどは自分専用のものを使いましょう。

主な感染ルート

- [性行為感染] 感染者とのコンドームを正しく使わない性行為
- [血液感染] 麻薬の回しうちなど、注射針の共有
- [母子感染] 感染した母親から妊娠中・出産時・授乳時に

無料・匿名で
検査を受けられます。

県内の各保健所ではHIV検査を無料・匿名で受け付けています。早期発見することで発症を大幅に遅らせることができるので、気軽に相談してください。

エイズ相談・
HIV検査窓口

広島県 エイズ

検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/kensa.html>



北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

北朝鮮による拉致問題は、国民の生命と安全にかかわる重大な人権侵害問題です。この解決のために、私たちひとりひとりがこの問題に対する関心と認識を深めることが大切です。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間 12月10日～16日

詳しくは、内閣官房拉致問題
対策本部ホームページへ
<http://www.rachi.go.jp/>



エソール広島によるLGBT電話相談

エソール広島(公益財団法人 広島県男女共同参画財団)では、性的指向及び性同一性障害(LGBT等性的少数者)に関する研修を受けた相談員が相談をお受けし、あなたの思いや考えに寄り添います。

こんなことで
悩んだら...

- 性的指向や性別の違和感
- 性別がはっきりわからない
- 性的指向や性別違和のために、職場で安心して働けない など

相談受付 ☎082-247-1120

※相談は匿名で、秘密は厳守します。

開設日時 毎月第2土曜日 10時～16時

ご家族、パートナー、支援者の方からの相談もお受けします。

その他の電話相談も受け付けています

◆生活上の悩みごと ☎082-247-1120
毎日(水曜・日祝日を除く) 10時～16時

◆デートDV ☎082-247-1120
毎月第1・第3土曜日 13時～16時



平成29年(2017年)

広島県人権だより

心に芽生えた「気づき」の木に、「きずな」を実らせるために。



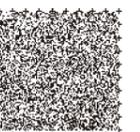
協力:広島ドラゴンフライズ
広島インターナショナルスクール

「気づき」から「きずな」へ。

平成29年度 人権啓発活動強調事項

- ① 女性の人権を守る
- ② 子どもの人権を守る
- ③ 高齢者の人権を守る
- ④ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑤ 同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- ⑥ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ⑦ 外国人の人権を尊重しよう
- ⑧ HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- ⑨ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- ⑩ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ⑪ インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- ⑫ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ⑬ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ⑭ 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑮ 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑯ 人身取引をなくそう
- ⑰ 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

下記は音声コードです
目の不自由な方への情報提供
を目的としています。



① 同和問題は解決したのでしょうか

残念ながらそうではありません。「この問題の解決は国の責務、国民的課題」と指摘した同和对策審議会の答申(1965年)を受けて、国は特別措置法を施行して取り組んできました。私はこの半世紀に及ぶ様々な取組を高く評価しています。事実、多大な成果を上げました。

しかし、部落差別が完全に解消したかといえば、そうではないのです。結婚に際しての身元調査もまだありますし、旧同和地区名を網羅した書籍の電子版化も、最近、大きな社会問題になりました。旧来からの差別に加え、ネットなどによる新たな差別が出現しているのが現状なのです。

② 同和問題の解決への課題と展望は

私は同和問題は解決できると確信しています。いや、必ず解決しなければならないのです。人の手によってつくられた差別なら、同じように私たちの手で解決できないはずがないからです。

ただ、そのためにはいくつかの課題があります。ここでは2つだけ指摘しておきます。

- (1)「差別はなお厳しいのか」「基本的に解消に向かっているのか」。同和問題のいまを国民が判断するための偏りのない正確なデータを明らかにする。
- (2)高い所から重々しく訓示を垂れる「説得の啓発」ではなく、差別のおかしさに気づいてもらう「納得の啓発」へ転換を図るなどです。

③ 部落差別解消推進法を理解しよう

平成28年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立・施行されました。全6条の短い法律ですが、「部落差別が現存している」ことを国が認めた意義は小さくありません。この法の趣旨を理解し、どのように同和問題の完全解決に向けて取り組んでいくか。それが今後の人権・同和行政の課題です。

あえて付言しますと、この法は理念法であり、例えば「器」です。最終的に差別をなくすのは市民意識の成熟度です。差別を許さない土壌が社会の隅々に育たなければどんな理想を掲げた法であっても空文に等しく、言葉遊びに終わってしまいます。「器」にどのような内容の施策を盛り込み、どう魂を吹き込んでいくか、具体策と実行力がこれから問われてくるでしょう。



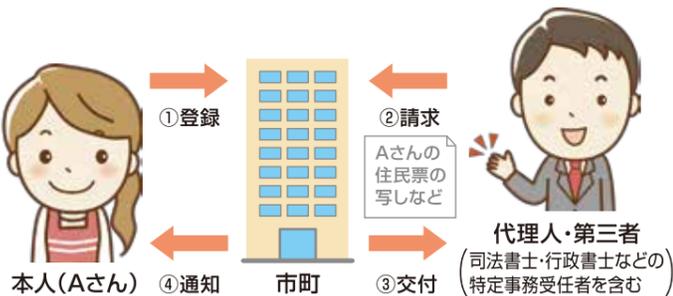
ジャーナリスト・(公財)人権教育啓発推進センター 上級特別研究員 馬場 周一郎

1950年福岡県生まれ。1972年西日本新聞記者。社会部の人権問題取材チームに加わり、部落差別を中心とする人権問題の長期連載キャンペーンで1981年度の日本新聞協会賞を受賞した。文化部長、東京支社編集長などを経て、フリーのジャーナリストとして人権問題の講演執筆活動を続けている。法務省人権擁護委員、福岡県人権・同和問題講師団講師も務めている。

なくそう、住民票の写し等の不正取得

登録型本人通知制度(県内の市町の取組)

この制度は、住民票の写しや、戸籍謄本などの不正取得によって、身元調査などが行われ、個人の人権が侵害されることや振り込め詐欺などの犯罪に悪用されることを防止・抑止するために、市町が代理人や第三者に証明書を交付したとき、その事実を本人に知らせる制度です。



- 登録を希望する人は、住民票または戸籍がある(過去にあった場合を含む)市町に事前に登録する必要があります。
- | | |
|------------------------|----------------------------|
| 制度を実施している県内の市町とお問い合わせ先 | ◆府中市 市民課 ☎0847-43-7127 |
| ◆竹原市 市民課 ☎0846-22-7734 | ◆東広島市 市民課 ☎082-420-0925 |
| ◆三原市 市民課 ☎0848-67-6175 | ◆安芸太田町 住民生活課 ☎0826-28-2116 |
| ◆尾道市 市民課 ☎0848-38-9104 | ◆北広島町 町民課 ☎050-5812-1854 |
| ◆福山市 市民課 ☎084-928-1058 | ◆大崎上島町 住民課 ☎0846-65-3113 |

※平成29年10月1日現在

法務局・人権擁護委員による電話相談

いじめ、セクハラ、パワハラ、差別、配偶者やパートナーからの暴力等の悩みごと、その他人権についての困りごと、心配ごとなど、暮らしの中で起こる様々な問題について相談を受け付けています。

みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) せろせろみんなのひやくとおぼん ☎0570-003-110

子どもの人権110番(全国共通・通話料無料) フリーダイヤル ぜろぜろなのひやくとおぼん ☎0120-007-110

女性の人権ホットライン(全国共通) ゼロナナゼロのハートライン ☎0570-070-810

外国人権相談ダイヤル(全国共通) (Foreign-language Human Rights Hotline) ☎0570-090-911

インターネット人権相談受付窓口 (パソコン・携帯電話・スマートフォン共通) <http://www.jinken.go.jp/> インターネット人権相談 検索

DVや虐待のない社会をめざして

配偶者等からの暴力(DV)防止のために

ガマンしないであなたが悪いではありません!

DVのサイクル

- 暴力の爆発期** 緊張が高まり、感情のコントロールができず暴力を振るう。
- 緊張の蓄積期** ちょっとしたことでも機嫌が悪くなる。緊張感が増し、暴力を予感させる。
- ハネムーン期** 別人のように優しくなり、反省し、もうしないと約束したりする。

暴力を受けている人に気づいたら、相談窓口にご相談するようにすすめてください。

- ◆広島県西部子ども家庭センター ☎082-254-0391
- ◆広島県東部子ども家庭センター ☎084-951-2372
- ◆広島県北部子ども家庭センター ☎0824-63-5181
- ◆市町村のDV相談窓口

児童虐待のない社会を実現するために

周囲からの孤立、家庭の不和、経済的な問題、子育ての悩み、親自身の被虐待の経験、ひとりですべてを悩んでいませんか?

虐待はどの家庭でも起こりうることです。虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは、ためらわずに連絡してください。

- ◆児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎189
- ◆広島県西部子ども家庭センター ☎082-254-0381
- ◆広島県東部子ども家庭センター ☎084-951-2340
- ◆広島県北部子ども家庭センター ☎0824-63-5181
- ◆広島市児童相談所 ☎082-263-0694
- ◆市町村の児童虐待相談窓口

家庭内の高齢者虐待防止のために

誰でも高齢者虐待と見なされる行為をしてしまう可能性があります。介護に悩んだり、疲れを感じたら、ひとりで悩まずに地域包括支援センターや市町に相談してください。

高齢者虐待は、家庭という閉ざされた環境で発生するため表面化しにくいものです。地域の皆さんの手助け・見守りが高齢者と家族を支えます。日頃からあいさつを交わすなど地域の皆さんで支えていきましょう。

- ◆各市町の地域包括支援センター
- ◆各市町の高齢者福祉担当課
- ◆広島県地域福祉課 ☎082-513-3199

障害者虐待防止のために

障害のある人に対する虐待の禁止、障害のある人に対する虐待を発見した場合の通報義務、障害のある人に対する虐待の防止と虐待を受けた人へのサポート、障害のある人を養護している人(親や親族等)へのサポート

まずは相談を! 「これって虐待かな?」「虐待を発見した!」と気づいたら、ひとりで悩まないでまずは相談ください。

- ◆各市町の虐待防止センター虐待対応窓口
- ◆広島県社会福祉協議会権利擁護センター ☎082-569-5151
- ◆広島県障害者支援課 ☎082-513-3158

犯罪被害者等支援について

- もしも犯罪の被害に遭ったら ~ひとりで悩まないで~
- 広島県犯罪被害者等支援総合窓口** 犯罪被害者やその家族への支援を行う関係機関・団体の紹介や情報提供を行っています。 ☎082-513-5255(月~金/8:30~12:00/13:00~17:15(祝休日、12/29~1/3除く))
 - 性被害ワンストップセンターひろしま** 性被害に遭われた方、過去の被害で悩んでいる方、一人で抱え込まないで、相談してください。あなたの苦しい気持ち、大切な心と身体、そしてこれからのために、一緒に考えていきます。また、御家族や友人の方もご相談ください。 【秘密厳守】 あなたのプライバシーは必ず守られます。 ☎082-298-7878(24時間365日電話相談に対応)
 - 公益社団法人広島被害者支援センター** 犯罪被害者やその家族への支援を行っています。 ☎082-544-1110(月~土、第1・第3日曜/9:00~17:00(祝日、8/13~16、12/28~1/4除く))
 - 広島県警察** 事件・事故に遭ったら、すぐ110番通報してください。犯罪被害のご相談は、警察へ。